

平成30年度 エコ活動実践事業所を募集します！

島根県では、6月の環境月間中に地域での社会貢献活動の一環として環境にやさしい活動に自主的に取り組む事業所を募集します。

ご応募いただいた事業所の活動を県ホームページで紹介することで、地域で連携して環境保全に取り組んでいる方や、これから環境保全活動に取り組もうとしておられる方の参考となり、環境保全の輪が広がっていくことを目的とします。

事業所の取組みを広く県民の方にお知らせする好機となりますので、ぜひご応募ください。

登録していただいた事業所は、環境政策課ホームページを通じてPRさせていただきます。

1 募集内容

6月1日(金)から6月30日(土)までの期間中に、事業所の従業員が実施する、地域での環境にやさしい取組み

(ボランティアでの社会貢献活動を基本とします。事業所内での取組や、営利活動を含むものは除きます。)

【募集内容の一例】

- ・ 地域の環境保全に関する活動の実施又は活動への参加
- ・ 不法投棄防止活動の実施

【対象とならない例】

- ・ ISO14001 取得やグリーン購入など事業所内での取組み
- ・ 事業所内の環境美化活動
- ・ 事業所従業員への環境保全に関する講演会
- ・ 参加費を徴収する県民向けへの講演会

2 対象となる事業所

県内に住所がある事業所 (部署単位での登録も可能です)

3 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入いただき、以下の方法により **7月20日(金)まで**にお申し込みください。

- ・ 郵送によるお申し込み
〒690-8501 島根県松江市殿町1
島根県環境生活部 環境政策課 あて (TEL 0852-22-6443)
- ・ メールによるお申し込み ems-kanrisha@pref.shimane.lg.jp

4 その他

- ・ 登録料等は一切必要ありません。
- ・ 報告書は返却いたしません。

事業の概要及び応募用紙は県ホームページからダウンロードできます

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_hozen/ecokatsudoujigyousyobosyuu.html

環境月間とは？

1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連は6月5日を「世界環境デー」として定め、世界各国で様々な行事が行われています。

日本でも、環境基本法(平成5年制定)で6月5日を「環境の日」と定め、この日を含む6月を「環境月間」とし、国、地方公共団体等において、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするための各種行事を実施しています。